

北海道新聞の記事によれば、平成24年4月から6月までのわずか3ヶ月間で、43人にも及ぶ一人暮らしの生活保護受給者の方々が孤独死していたことが札幌市のまとめで分かったとのことである。

他方、売れっ子のお笑い芸人が実母に生活保護を受給させ、自分はハワイなどの海外旅行に行っている。と批判されたことも記憶に新しい。長引く不況の中、期間労働者として一生懸命に働いても、働かないで生活保護を受給している人々の受給額と大差がない収入しか得られず、バカらしいとの声もある。隠れて高価な外国車を取り回す人間に生活保護を受給させるべきではないというのは当たり前としても、売れっ子のお笑い芸人が実母に生活保護を受給させていたことがそれほど非難に値するとも思えない。売れっ子であるという状況がいつまで続くのか分からない不安、それがこれまでの売れない時期に抱いた不安の裏返しであれば、その気持ちは正当に受け止めてもいいのではないか。もし、長きに亘り辛抱させてきた家族がいるのなら海外旅行に連れて行くことも当たり前ではないのか。そんなお金があるのなら、実

母に生活保護の必要がないように送金すべきだとの見解は人間模様をモノクロで眺めているようにしか見えない。

確かに、民法上、夫婦は同居して互いに協力し扶助しなければならぬ、未成年の子に対して親は強い扶養義務を負うことは領けるところでも、成人した子が年老いた親に対して負うべき扶養義務をあまり強く求めるのはどうかと思う。子が一人前になったのは親のおかげであり、受けた恩義に報いるべきであるとの考え方は当たり前だが、子が親と離れて独立して生活をし、なかなか会うこともない状況が現実ならば、民法が定める親族的扶養を強調するその前提の一部が欠けてきていると見るのが直截であろう。売れっ子のお笑い芸人の例に戻れば、芸人としての社会的地位にふさわしい生活を成り立たせた上で、なお余裕があれば援助するという限度での扶養義務を認めるに止めて、足りない部分は生活保護制度を活用するというでもいいと考えている。将来に対する不安感を理由もなく否定したり、海外旅行に行く金があれば親に仕送りをして、子どもの教育費を貯

められるのであればそれを親の仕送りに回せ、などという価値観が暗黙のうちにまかり通る雰囲気はとても危険だ。いたずらに親族的扶養を強調するよりも、生活保護制度を積極的に運用すべきだと考える。線引きをどうするのかは難しいが、生活保護を申請する人が急増しているのならその内容を詳細に吟味する必要がある。

さて、もう一つ、平成24年6月中旬に起きた63歳男性の孤独死(北海道新聞報道)の場合。弁当の配達業者から「弁当にほとんど手をつけていない日がある」との連絡を受け、男性宅の訪問を始めたが応答はなかったという。その後、警察官立会のもと、部屋に入ったときには手遅れだった。

災害時に町内会で身体に支障がある方々を避難させるなどの取り組みは何年も前から検討されてきたが、平常時において、町内会や付近住民があまり交流のない一人暮らしの方々の生活の安否を確認することは難しい。一人暮らしの高齢者に対する安否確認にはさまざまな態様が考えられる。親族がカメラを設置し、台所に立てばそ

の姿が映ることで安否確認ができるといふこともあるが、そのような親族がない場合、地方自治体が同様のことをすれば、プライバシーの問題が生じてくる。ある一定の期間、一人暮らしの高齢者が購読している新聞が溜まるような状況になった時、警察官立会の下、部屋に立ち入ることを事前にも新聞販売所に許諾しておくようなことも考えられるが、新聞をとっていない高齢者もいる。

札幌では、安価で美味しいミネラルウォーターのあるシステムを利用して日々自宅に配達することが高齢者の安否を確認し続け、ミネラルウォーターが溜まってしまふ事態が生じた場合、自宅に立ち入ることの事前承諾を受けて安否確認をすることができないかと模索する有限責任事業組合も出てきている。新聞やミネラルウォーターの配達という法的関係を通じて、そこに安否確認をするという付加価値を付けて緩やかに連携することも始まっている。

人々が知恵を出して一人暮らしの高齢者の安否確認をどのようにするのか、生活保護受給者に限らず、孤独死を減らす試みを応援したい。

## 律談

## 法相R

# 社会内における穏やかな連携

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋日浦法律事務所」代表。